

第百三十六回国会 参议院 建設委員会 会議録 第十三号

(三二二)

平成八年五月十六日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月十五日

辞任

倉田 寛之君
橋本 聖子君

補欠選任

谷川 秀善君
馳 浩君

五月十六日

辞任

岩井 國臣君
馳 浩君
奥村 展三君

補欠選任

龜谷 博昭君
橋本 聖子君
中尾 則幸君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

永田 良雄君

委員

井上 孝君

上野 公成君

龜谷 博昭君

谷川 秀善君

橋本 聖子君

山崎 正昭君

市川 一朗君

長谷川道郎君

橋本 潤一君

山崎 力君

赤桐 操君

大淵 絹子君

山本 正和君

国務大臣

建設大臣

中尾 則幸君

中尾 栄一君

政府委員

建設大臣官房長

伴 襄君

建設省建設経済局長

小鷲 茂君

建設省都市局長

近藤 茂夫君

建設省道路局長

橋本鋼太郎君

建設省住宅局長

梅野捷一郎君

事務局側

常任委員会専門員

八島 秀雄君

説明員

運輸省自動車交通局長

三宅 哲志君

保安・環境課長

出、衆議院送付)

○公営住宅法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永田良雄君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十五日、倉田寛之君が委員を辞任され、その補欠として谷川秀善君が選任されました。

また、本日、岩井國臣君及び奥村展三君が委員を辞任され、その補欠として龜谷博昭君及び中尾則幸君が選任されました。

○委員長(永田良雄君) 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明の聴取は既に終了しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○長谷川道郎君 平成会の長谷川道郎でございます。

それでは、本法律案について質問をさせていただきます。

その前に、できましたらひとつ各御担当の皆様方の御答弁は率直で踏み込んだ御答弁をお願いいたします。私どもは立法院の一員でございますので、行政府をチェックさせていただくということが、一つの使命であるわけですが、しかし、よりよい建設行政の推進という点では私どもは建設省の応援団のつもりであります。

先般の、七日でございましたかの委員会でも、私は元某都市局長の答弁を引用させていただきました。それは、そのときは、非常に法律というのは複雑な法律になっておいて、なかなか局長としてやっていくのも大変でございまして、という極めて率直な御答弁があったというのを御披露申し上げました。先般の同じ委員会でも官房長からいろいろ御答弁をいただいたわけですが、官房長の御答弁は、伺っておりますが、おっしゃっていることはさっぱりわからなかったんですが、しかし言わんとすることは極めてよく明白にわかるという名答弁をいただきました。その中で、局あつて省なしというふうな官房長とは思われない御発言もございました。そういうことで御答弁をいただきますと、我々、建設省の状況というのがよく把握をできるわけでございます。できましたら、ひとつ率直な踏み込んだ御答弁をお願い申し上げます。

まず、本法律案の直接の案件に対してお伺いさせていただきます前に、道路行政、都市計画の基

本的な認識という点でお伺いをさせていただきます。

今回の法律案は道路騒音という問題が直接の起因になって提案をされたわけですが、しかし、居住の地域に通過をしております道路の自動車交通量がふえれば騒音問題が発生するというのはこれはもう当然のことであるわけです。どうしてわかっていながらその対策が有効に機能しなかったのかという点ではいささか疑問であるわけです。自動車がたくさん通れば騒音問題が発生するということのようなことは、雨が降れば天気が悪いというのと同じぐらい当たり前のことであります。

また、今、市街地で新たな道路の建設用地を確保するということは、これはもう至難というか全く不可能な状況にあるわけです。したがって、市街地で新たに道路を建設するという場合は、例えば問題になりましたように四十三号線なら一般国道の上に重ねて高速道路を建設するということになるわけですね。東京都内におきましても、例えば環七、今度環六に中央環状線が上に乗るといいう話であります。今までのまま、ただでさえ騒音がうるさいところにその上にもう一本高速道路を乗せるわけですね。これはもう当然騒音が発生するということでは最初からわかり切っておることです。犯罪ではありませんが、火をつけたマッチを投げ込むようなものでありまして、あらかじめどうして騒音対策というのを織り込んだ道路建設ができないのかという、例えば在来の道路に併設する形で道路を切るとすれば、例えば地中化を図るというふうなこともあるわけですね。

まず第一点、申し上げましたように新しい道路をつくるという、当然のことながら最初から騒音問題というのは織り込んだ政策でなければなら

ないと思うのですが、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(橋本鋼太郎君) 現在、交通量をもとにいたしまして試算したところによりますと、騒音規制区域または用途地域における一般国道、都道府県道約四万六千キロのうち、三二%が環境基準を超過している、さらに三千五百キロ、約八%が騒音規制法の要請限度を超過していると、極めて厳しい現状ではございます。

今御指摘のとおり、これからつくる新設道路につきましても、環境アセスメントを実施してきており、必要に応じて十分環境対策を実施しておりますが、沿道利用のある既存の一般の交通量の多い幹線道路、ここについては十分な効果が得られていないというふうに認識しております。

そういう意味で、最近におきましては、環境アセスメントを十分やり、都市計画決定する中でその環境アセスメントを十分やっておりますので、そのような幹線道路というのは環境基準等が十分守られているというふうに最近はなっております。しかし、今御説明しましたとおり、従来の既存の幹線道路についてはそのような状況が指摘されるということではないかと思ひます。

しかしその中でも、建設省におきまして、遮音壁の設置あるいは環境施設等の設置等の道路構造対策を進めてまいりましたし、有料道路におきましては防音工事の助成、こういうような施策も進めてまいりました。しかし、これらについても道路管理者の単独の対策ということで限界があったのではないかと考えております。さらに、我が国の道路整備がまだまだ進んでいないという観点から、幹線道路の特にネットワークの完成ができておりません。そういう意味で、特定の道路に交通が集中している、こういう状況も見られるのではないかと思ひます。

また、昭和五十五年に沿道法の制定がなされ、これに基づきまして沿道整備計画が策定されることとなったわけではありますが、現在の沿道法につきましても土地利用規制、こういうものが中心

になっておりまして、計画を実現するための手法、あるいは沿道整備のための支援措置が十分でない、このような観点から必ずしも住民の理解が得られなかった。このようないろいろな要素が重なりまして、現在のようないびつな環境基準に満たない道路があるという状況になっているものと考えます。

そこで、今後は、この沿道法の改正等を含めまして、抜本的なあるいは総合的な施策が講じられるように努力してまいりたいと考えております。

○長谷川道郎君 今後は、今最後に抜本的、根本的な解決の方策を探るというお話がございました。私は、例えばヨーロッパの先進都市に行きますと、もちろん歴史的な積み重ねもあるんですが、うけれども、極めて整然とした都市計画のもとに町がつくられている。ところが、日本ですとかアジア諸国のように都市計画が不備なまま町づくりが進展をした、まさにアメーバ的に町が膨張している。日本の町もつくりは鉄筋コンクリートであります。言っているんですが考え方としてはスラムみたいなものではないかと思われる。そういった意味で、これは物の考え方の問題ですのでよくわかりませんが、日本の都市計画の根本的な物の考え方、今騒音問題についての御答弁がございました、都市計画そのものの根本的な考え方というのを伺いたいと思ひます。

○政府委員(近藤茂夫君) 確かに先生御指摘のとおり、欧米の都市に比べて我が国の都市の現状はいろいろ問題があるわけでございますが、一つは都市化が非常に激しかったというところで、とりわけ昭和三十年代、四十年代におきましては、大都市圏、東京を例にすれば一年間で約三十万ぐらいの急激な人口増、そういった中で町づくりを進めなければいけなかった。しかも、当時の都市計画法の段階では手段としてのいろいろ規制手段も十分ではなかった。そういうことに問題があったというふうに私どもも反省しているところでございます。

今、先生の御質問の都市計画と騒音の対応という関係でございますが、まず一般的には都市計画、先生御案内のとおり手段としては三種類がございます。一つは施設整備、施設に関する都市計画、それから区画整理事業、再開発事業の事業に関する都市計画、それから土地利用の規制誘導による土地利用計画、この三つで対応することになるわけでございますが、現行制度における騒音対策ということになりますと、まず道路側の施設整備において遮音構造の道路構造にするという、これも一種の広義の都市計画だろうと思ひます。

また、そういう幹線道路周辺については、騒音に対応するような町づくり、土地利用計画を実現するという意味で、一番いい形は区画整理なり再開発を幹線道路整備と一緒にする、これが望ましい形だろうと思ひます。しかし、それはなかなか実際上難しいということ、それではせめて土地利用の規制誘導面、どういう形で騒音がある程度発生するような地域における土地利用計画づくりをしていくかということで、この沿道法があったわけでございます。

通常、土地利用といえますと、用途地域ということで用途と容積率、建ぺい率ということになるわけでございますが、詳細計画の一種としての沿道地区計画では、そのほか建築物の構造、間口あるいは奥行き、遮音構造、こういった構造面までの規制、さらには、あわせて土地利用計画の中で誘導によってオープンスペースを生み出す、こういう考え方の制度で今まで対応してきたわけでございます。

今言った都市計画の大きな枠組みに加えて、今回の沿道法の改正では、広義の都市計画からも多少外れておりますが、交通規制という新しい手段が加わって、これによって道路整備、地区計画を含めた土地利用、広義の都市計画と交通規制、この三種の手段を総合的に組み合わせることによって円滑な土地利用計画も実現していこう、騒音対策を実現していこう、これが現行の都市計画と騒音の一般的な考え方ということができているのではないかと考えているところでございます。

○長谷川道郎君 難しい問題であります。今お話のございましたように、急速な都市化という点の一つの大きな問題点であったと思うわけであります。お伺いいたしました三点の基本的な物の考え方、それはそれで結構なんです。感じとしては病気が出てその症状に応じて治療するという、对症下药とは言いませんが、もう少し大きな基本的なビジョンというものについてまたお示しをいただければと思うわけでございます。

同様に、道路行政につきましても、先ほどもちょっと触れられましたが、環境対策を位置づけた道路行政、それも含めて道路行政の根本的な考え方、それと第十一次道路整備五カ年計画、その絡みで御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(橋本鋼太郎君) 道路行政の根本的な考え方、基本的な方針でございますが、これにつきましては第十一次道路整備五カ年計画、これは平成五年から九年度でございますが、これを決定する際にもいろいろ議論をしまして三つの大きな方針を定めております。

それによりまして、第一は生活者の豊かさを支える道路整備、二つ目は活力ある地域づくりのための道路整備、三つ目に良好な環境創造のための道路整備、このように生活と地域と良好な環境、これを大きな基本的な方針として道路整備を進めております。

その中で、良好な環境創造のための道路整備という中身でございますが、これにつきましては地球の温暖化防止を図り、あるいは自然環境との調和、こういう課題もありませんが、三つ目として良好な生活環境の保全、形成が極めて重要ではないか、このような考え方のもとに道路整備全体を進めているところでございます。

このような基本的な理念を持っているわけでありまして、これがそれでは今後本当に進められていくのかという点が大きなポイントではないかと思ひます。そういう意味で、良好な生活環境の保全、形成をぜひ実現していきたいということで従来から努力をしているわけですが、改めて

私は沿道と調和した道路構造を進めていくという観点から見ても、この沿道との調和をぜひ重視していく必要があるのではないかと考えております。

また、騒音問題につきましては、道路だけではなくて車両、自動車そのもの、自動車の単体対策も必要ではないか。あるいは先ほども御説明がありましたように、交通規制を含めて交通流対策、そういう分野の方々の連携も必要であるということで、二点目としては関係機関との連携、これをさらに強化していくという点にぜひ配慮していきたいと考えております。

また、従来それぞれの機関でも努力をしてきたわけでありまして、責任分担をはっきりしてその責任を持つということが必要であります。そういう意味では、今回この沿道法の改正の中で道路交通騒音減少計画をつくるということは、計画をつくり、つくった者はその責任を持つという点に大きな意味があるのではないかと考えております。

さらに、沿道法に基づきます沿道整備計画、制度につきましても、従来からありましたがなかなか進まなかったという観点から、これを実効あるものにしていく、制度を改善して実効あるものにしていくという点にも重点を置いていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、このような配慮事項をもとに、現在でも相当騒音が著しくて沿道に対して障害を与えている点がございまして、これらについては騒音の著しい箇所を詳細な調査をすることにより抽出いたしまして、これらについて具体的な計画をつくり、ある期間、例えば五カ年計画みたいなものをつくって積極的にこれを実効あるものにしていくということが重要ではないかと思っております。そういう意味で、今後積極的な取り組み、さらには実効ある成果を出していくということが必要と考えております。

○長谷川道郎君 今、基本的な物の考え方についてお伺いしたわけですが、なぜこれをお伺いしたかといいますと、かつて東京都道路計画

が停滞した時期がありました。産業よりも生活を優先するという名のものと、今の環七が途中で切られ、環八が手をつけられず、外環状もそのま

まになってしまった。それはそれなりに一つの理念であったと思うわけですが、一つの基本的な物の考え方を一歩誤ると、今の東京都の道路のまさに惨状は恐らくそのとき始まったのではないかと思います。都内に入らなくてもいい車両を、どんどん入れざるを得なくなってしまうという、一歩間違えたと取り返しがつかなくなる失敗を犯すということ、基本的な物の考えをしっかりと

いただいたわけでありまして、次は、本案の趣旨であります騒音といった問題でございまして、今の道路の渋滞、騒音といった問題のために、新しい交通のシステムをお考えになるかどうかという点でお伺いしたいと存じます。

例えば、これは後ろ向きの方策です。どうかと思いますが、ゲート規制ですとかナンバー規制ですとか駐車場の規制だとか、諸外国ではそういういろんな規制をやっておるわけです。

先般、私も中華民国、台北を訪問いたしましたとき、片道五車線か六車線の一方通行の道路、六車線の道路の中でたつた一本だけバスレーンを逆方向に走らせるといふ道路があった。私は初めてそういう事例を目にしたんですけれども、六車線一方通行のうち一車線だけ反対側に走らせるなんて、これは相当な発想の転換だと思ふんです。そういった新しい交通システム、道路を使う場合のソフトの面ですが、がらんと変えた新しい交通のシステムについて何かお考えかどうかお伺いしたいと思ふんです。

○政府委員(橋本鋼太郎君) 今御指摘の点でございしますが、従来、例えば交通渋滞対策と申しますと、バイパスをつくったり環状道路をつくる、あるいはボトルネックとなっている交差点の改良をするというようにハードな施策の展開が主要でございまして、最近では道路をいかに活用する

か、うまく利用してはどうかという観点から施策をいろいろ展開しております。

例えば、公共交通機関の利用を促進してどうか、あるいは時差出勤等を道路交通にも導入していけないかというように、交通需要マネジメントと我々は申しておりますが、そういう施策を進めているところでございます。

この交通需要マネジメント等につきましてはいろんな施策があるわけでありまして。例えば、道路交通の渋滞情報をさらに充実して提供していく、あるいはフレックスタイムとか先ほど申し上げましたように時差出勤を導入していく、さらには公共交通機関が利用しやすいようにバスレーンをつくったりバス停の整備をしていくというようなことを進める、あるいは自動車の効率的な利用ということと相乗りを促進していく、さらには二人以上乗っている車だけを朝夕のラッシュ時には通すというHOVレーン、こういうものを進めていく、このような交通需要マネジメントについても現在いろいろ検討しているところでございます。

しかし、これらの施策につきましては、なかなか関係機関との調整あるいは関係者との調整が非常に大変でございまして。現在、平成六年度に総合渋滞対策支援モデル事業ということで設立いたしました、全国十二の都市でいろいろな実験なり試験をしておる、あるいは本格的な導入が図れないかという検討をしているところでございます。

いずれにいたしましても、今後こういう交通需要マネジメントについて進めてまいる必要があると思ふんです。その場合、今御指摘のように、リバーシブルレーンとかいろいろな交通規制もその中に十分反映していくことではないかと考えております。

○長谷川道郎君 お話しになりましたように、道路自体のハードというものはもちろん限界があるわけですが、ハードには限界がありますが、ソフトは無制限であります。ぜひひとつそういうことでまた御検討をお願いしたいと思うわけであります。

次に、国土庁、建設省等の五省庁でつくる道路交通公害対策関係省庁連絡会議の場で、四十三号線問題についてロードプライシングを導入するという検討がなされたというふうにお伺いいたしております。このロードプライシングにつきましても、まず第一点、外国ではどのような実情であるか、そしてこの連絡会議で検討された内容について、二点まとめてお伺いいたします。

○政府委員(橋本鋼太郎君) 先ほど御説明申し上げましたが、交通需要マネジメントの推進施策の一つといたしまして、アジアあるいはヨーロッパ等の諸外国におきましても、道路利用者に課金する、課徴金をかけるというようなロードプライシングの実施あるいは試験的な導入、こういうものが行われているところでございます。

具体的には、例えばシンガポールにおきましては、都心の業務集積地区約七百二十五ヘクタールについて、平日で申し上げますと、七時三十分から夕方十八時三十分までは流入する自動車について、自家用車ですと三シンガポール・ドル、約二百十円を徴収するというようなロードプライシングが実施されておりますし、フランスやノルウェー、そういうところでも一部地区についてロードプライシングが図られていると聞いております。

我が国におきましてもこのような施策が必要ではないかということで、平成四年の六月に道路審議会から提言していただきました「ゆとり社会のための道づくり」という中で、交通需要マネジメント施策の一環としてでありまして、ロードプライシングの位置づけがされております。その導入について中長期的な課題として取り組む必要があるだろう、このように御提言をいただいております。それにも基づきまして我々としてもこのロードプライシングについていろいろ検討をしております。

しかし、これにつきましても、交通規制その他の解消手段との関係をいろいろ調整しなくてはならない、あるいはお金の徴収技術も開発していか

なければならぬ、さらにはプライバシーの保護とかいろいろ課題が出てきております。そういうことで、平成七年度から、我々としましてもロードプライシングについての研究を行うための学識経験者から成る委員会を設けてこれを検討しております。また実施に至っておりませんが、ぜひそのような委員会の成果を踏まえまして実施していきたいと思っております。

例えば、阪神地域につきましてもいろんな御提言があります。阪神地域には御承知のとおり阪神高速の湾岸線と神戸線と二つの路線が並行してあるわけでありまして、できれば湾岸線の方に交通を分散していくというんでしょいか誘導してはどうか、そのために料金施策を使っているかとかという御意見もありませんか、そういうことも含めて現在検討している段階でございます。

○長谷川道郎君 先ほど申し上げましたように、ロードプライシングにしろ、そういう問題はややもすれば後ろ向きな施策であるわけです。先ほど申し上げましたようにハードは限界があるがソフトは無限であるということでもありますので、そういうソフトの開発にも建設省ぜひひとつお力を入れていただきたいと思うわけでありまして、それでは、本件につきまして直接伺いたいと思います。

沿道法の改正は都市計画に組み込んだ沿道の開発というふうには私は理解をしておるわけですが、本改正が現行の都市計画法にどのような影響を及ぼすのか。もう一点、今は地価が低迷をしておる時期でありますので問題ないと思うんですが、事によつたら沿道法で地価になるかも知れない。例えば、沿道地区の容積率を上げる、したがって地価が上がる、その地価が後の地域にまで影響する、そうするとその付近一体の地価にまで影響する、そういう懸念を表明する向きもあるわけですが、今回の改正と都市計画法の関連について伺いたいと思います。

○政府委員(近藤茂夫君) まず、今回の改正の沿

道地区計画と都市計画法、一般法との関係でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、都市計画の種別として、施設に関する都市計画、事業に関する都市計画、それから土地利用に関する都市計画、この三つに分かれておるわけでございまして、この中で土地利用計画系統の一つとして詳細地区計画というのが都市計画法の中でも規定されているわけでございます。

これは、普通の土地利用計画、用途地域が、用途、容積、建ぺい率を一般的に規制するという形にとどまっておりますが、幹線道路沿道沿いにふさわしい土地利用づくりをするということではそういう一般的な誘導土地利用規制では必ずしも対応できない。こういうことから詳細な土地利用、用途についても詳細に決めることができます。用途地域ではない、先ほど言いましたような建築物の構造、間口と奥行き比率、あるいは高さあるいは防音設備等の構造、こういったことも組み合わせ、なおかつ必要なオーブンスペイスもあわせて整備を求めることができる。こういう詳細地区計画というのがあるわけでございまして、その一類型として沿道法の特別法によってこの沿道地区計画が設けられた。

そしてさらに、今まで都市計画法の体系でなかった土地の権利移転に關しまして、これを公共団体が公的な計画として位置づけることによって税制上の特例措置によつてスムーズに、事業を伴うことなく権利の移転で、例えば沿道沿いの高度利用の建築物の方に移りたい、静かな後背地に移りたい、こういう権利関係を促進できるように枠組みを一つ設けたという点では都市計画の中でも新しい体系と言えることができるかと思ひます。そして、これも都市計画法の一つとしてございまして、そういう地区計画の一種として枠組みが構成されておりますので、その手続については都市計画法の本法で十分案の作成段階から関係権利者の意見を聞く、住民参加の特別の規定が適用されるという仕組みになっておるわけでございまして、都市計画法と一般的な関係ということ

ではそういうことでございまして。
お尋ねの第二の点の容積のアップ、容積移転という制度が今回可能になっておりますので、そういう容積の再配置という観点から、容積が上がる、したがって地価が上がる、地価が上がる、こういう御懸念の御質問かと思ひますが、今回街区単位で沿道地区計画が定められます場合に、制度としての容積移転は可能になりましたけれども、単純に新たな公共施設整備を追加しないという場合の容積のアップでございまして、それは全体の用途地域で可能となる容積の範囲内、その類型の容積の範囲内での移転ということでございまして。そしてまた、そういう容積アップがされるようなところは新たな意味では規制、つまり防音工事等の規制あるいは間口と奥行きの関係、そういう規制が入ることになるかと思ひます。

○長谷川道郎君 ありがとうございます。それで、本件から一時的にと外れますけれども、道路建設予算の効率的な執行という観点でお伺いをいたします。
実は、私は前からちょっと不思議だと思つておつたことなんです、例えば関越高速、北陸高速、上信越高速、東北高速、新規に開設をされた道路もしくは一般道路でもそうであるが、とるあえず暫定二車線で開通をさせるというケースが多いんです。ところが、私どものような寒冷地、雪寒地ですと、暫定二車線の開通というのは非常に交通事故を招来する危険な道路構造であるわけですね。それで、いずれにしても暫定二車線で供用を開始して何年後にも二車線追加して往復四車線という、そういう道路のつくり方というのを頻繁に目にするわけです。

しかし私は、例えば一本二車線を十億円の工費でやる、何年後にも二車線つくつても十億かかる、二十億かかる道路建設を一回でやつてしまえば、恐らく半分では済まぬけれども相当な

経費節減ということになると思ふんです。なぜそんな簡単なことを建設省はおやりにならないか。また、もちろん、たとえ暫定二車線であつても、延長を延ばして終点までこぎつけて早く供用したいというのはそれは当然わかります。もしもそうだとしたら、例えば十本道路を通すのをやめて五本にしてフル規格で道路をつくるというのが、それが私はビジネス、まあ政治はビジネスではありませんが、ビジネス的な感覚ではそういうことなんです。

先般の官房長のお答えの中でも、公共投資に時間的な概念を取り入れるというお話がありました。私は、公共投資の中でもぜひコストの概念を取り入れなければならないのではないかと思つております。それについて伺いたいと思います。
○政府委員(橋本剛太郎君) 高速道路の暫定二車線による建設方法についてはお尋ねであります。高速国道につきましてもは地域連携を図る上で極めて重要な施設でございまして、二十一世紀初頭までに高規格幹線道路一万四千キロを完成しようというところで鋭意努力しております。各地方からこの高規格幹線道路についての整備促進あるいは完成の要望が極めて強いというのが現状でございます。

しかし、これにつきましても、財投資金を活用して道路公団事業で実施しておりますが、やはり採算性の問題が極めて大きな課題でございます。そういう観点から我が国の状況を見ますと、地域の開発状況により当面は利用交通量がそれほど多くない、さらに地形とか地質から見まして多額の建設費を要するような区間については、初期投資の節減を図って、早期に供用開始を図るということと暫定二車線で施工し供用しているという区間が相当あるわけでありまして。

今例示でお話が出ましたが、二車線で十億、さらに残りの二車線が十億で計二十億で二倍になるということではございませんで、暫定二車を整備するときに十億かかりますと、あと拡張するにはせいぜい二億か三億ということでありまして、

それほど重複にはなっていない。

さらに、このネットワークの進展も極めて重要でありますので、利用交通量が増大するに従いまして、これは本格的な四車線化の工事をし、四車線として供用開始しているものであります。

こういう考え方につきましては、道路審議会におきまして、昭和五十六年の七月に中間答申をいただきました。高速国道の採算性確保の上からはこのような暫定施工もやっております。そういうような答申をいただいております。そういうものを活用しているところでございます。

しかし、御指摘のとおり、積雪寒冷地域では安全性に問題があるのではないかとというような指摘もあります。そういう意味で、我々としても暫定二車区間の交通状況を見ながら順次この四車線化については現在も取り組んでいるところであります。

また、一つ御指摘がございましたように、手戻りになるのではないかとというような観点につきましては、用地は完成形ですべて取得しておりますし、道路の構造についても、例えば山岳地帯の橋梁の橋台、こういうものについては一応全部完成形で施工して手戻りがない、重複工事がないように配慮しております。それによりまして、先ほど申し上げましたように、完成形で施工するよりはやはり二割から三割初期投資が減少できます。金利負担あるいは管理費等の大幅な減少を考えますと、暫定施工というのは十分経済的ではないかと考えております。そういうような点を十分配慮しながら、今後ともこの高速国道の早期完成あるいは早期供用を目指して努力をしてみたいと考えております。

○長谷川道郎君 暫定二車線で供用開始であつても経済的には効率的であるというお話でございましたが、どうも感覚的にはそうではないんじゃないかなという思いがいたすわけであります。

先ほど利用の多くない云々というお話がありました。したが、道路というのは、建設省の試算推定の数値と恐らく相当違っていると思うんです、供用開

始した後。というのは、道路ができれば、たとえ暫定二車線であつてもやっぱり地元住民に対して非常に便利なわけです。道路ができたらもうどんな交通量がふえるという例が恐らくたくさんあると思うんです。私の地域でも、当初、追加の二車線を繰り上げて工事をするという例が間々見られるわけでありまして。コストを十分に意識していらつしやるお話であります。大切な予算を執行するということでもあります。ひとつ時間、コストということについても十分お考えをいただきたいと思うわけであります。

続きまして、建設省関連の公共事業のシェアの問題、実は先般の委嘱審査の際にちょっとお伺いした件であります。その引き続きということでお伺いしたいと存じます。

前回、公共事業予算の各分野別のシェアがほとんど変わっていないというふうには私共本委員会でも申し上げました。前回数字を申し上げますが、一、二申し上げますと、一九八五年から九五年までの十年間、この十年間で公共事業予算の中で住宅市街地関連の予算シェアが一・九から二・四、ほとんど平行、コンマ以下の動きです。治山治水であつてもコンマ二%の推移、道路整備に至つてはコンマ一%の動きしかない。下水だけは二%ぐらゐの動きがあるわけです。十年間ほとんど公共事業のシェアが変わつておらないという現実があるわけです。

先般も本委員会でお伺いいたしました際には、それぞれ各局、省で事業を分析して評価をして、それでその後予算を請求される、そういうプロセスを経ていらつしやると思うんですが、事業を分析して評価をした結果、十年間配分の率が全然変わらぬというものは、私はもう手品みたいなものだと思ふんです。

先般、冒頭申し上げました官房長から御答弁いただきました五月七日の際に、下水、公園、住宅等に対する国民のニーズが極めて高い、積極的な整備が強く求められている、しかし河川、道路の

整備も強く求められている。これはさっき申し上げましたが、よくわからぬということのあれであります。その後よくわかつたのは、しかしどれを一つ減らしてどれを立てるかというのとはなかなか建設省としては難しいという極めて率直なお答えがありまして、よくわかつたわけでありまして。

しかし、今申し上げましたように、公共事業の中における各事業別のシェアがもう十年一日のごとく変わらないということは、例えば下水が日本ではおくれれている、住宅整備がおくれれているなどということはもう何十年前から言われている。このまま同じようなシェアの配分を続けるならば、おくれれているところはそのままおくれれている。下水は百年たつても、まさに百年河清を待つということではあります。おくれれているところはいつまでも追いつかないということになると思ふわけです。

そういう意味で、政策的なブライオリティーという問題で私は指摘をさせていただいたんです。が、たまたま五月七日の朝の六時三十分のNHKニュースでこういう報道がございました。硬直化した予算配分を高齢化社会、情報化社会に対応すべく柔軟な予算の措置を検討するということを建設省で始められたというのを、実は短いニュースでありました。報道がございました。

私、このニュースが翌日の新聞に出るかと思つておりましたら、私の見た限りでは一行も出ておりません。NHKのニュースでもわずかそのニュース一回だけで、後全くのフォロワーがございませんでした。申し上げましたように、いろんな社会の変化に対応すべく予算に対して柔軟的な対応をするという検討を建設省でいらつしやるという報道がございましたが、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(伴野君) 前回も御答弁申し上げましたけれども、我が国の住宅、社会資本、特に他省の所管のことはわかりませんが、少なくとも建設省所管のいろんな施設につきましては、いずれも欧米諸国と比較してかなり立ちおくれしております

し、それから各種の世論調査を見ましても非常に上位にランクされるものがずつと並ぶというような形でニーズが極めて強いわけでございます。で、その積極的な整備が一日も早くということに急がれているわけでございます。

先生御指摘の下水道、公園といったような生活関連の社会資本だけでなく、きょう御議論の道路網、それから河川の整備も、やっぱり根幹的な公共施設の整備も急がれているという状況にあるわけでありまして。

したがって、いろいろなものが必要でニーズもあるというときに、限られた予算の中で一つの事業分野だけ大幅に伸ばすと、同じパイならばどこかを極端に減らすということができるか、どこを減らすのかという話を実は申し上げたわけなんです。恐らく、局あつて省なしと私がみずから答弁した覚えはないんですけれども、それをそういうふうにおとりになったのかも知れませんが、いずれにいたしましてもそういうことにはたえていくのどうしたらいのかということかと思ひます。

それで、恐らくNHKの報道は、私も前回御答弁しましたけれども、そういったそれぞれの利用費、このシェアじゃなくて、むしろ何のために公共資本を整備するか、今どういうものが求められているかというのが、それぞれ政策課題があるんだらうと思ふんです。その中で、高齢化とか情報化とかおっしゃいましたけれども、我々もそういうふうな地域活性化とか快適な暮らしをどうやって実現するかとか、あるいは安全・安心対策にどうしたていくとか、住生活を実施するためにどうするかといったような政策課題を掲げまして、それに対してそれぞれ事業をそこにシフトして投資していくという姿勢が大事かなと思つております。恐らくNHKの報道も、今までもやってきましたが、我々もこれから一段とそういう方向で持っていきたいというふうに思つておりますので、そういった一環が報道されたのではないかと思つております。

要は、シエアは結果であると思います、何のために整備していくのかということが、政策課題が大事ではないかという気がいたします。

下水道、公園につきましては、十年の間をとられましたので、なかなか十年の間は全体の公共事業費の伸びも大きくないときでございましたので、その点だけとらえるというところになるかと思っております。ただ、これを三十年ぐらいのタイムでとりますと、シエアはもうびっくりするぐらい例えれば下水、公園はふえているわけでございますし、それから下水の整備率一つとりましても、三十年前は八割だったわけですが、今も五割というふうなことになるというわけでございます。そういう着実な努力はしておりますけれども、限られた予算の中ではありますけれども、なるべく有効に使う、重点的に使うという姿勢は大事だと思っております。いずれにいたしましても、着実に住宅、社会資本を整備していくという姿勢は持ち続けたいというふうに思っております。

○長谷川道郎君 ありがとうございます。今、シエアは結果であるというお話がございました。とすれば、先ほど申し上げましたように、道路整備のシエアは十年間でコンマ一％の変化、変動率しかないわけです。シエアが結果であるというわけですが、もうマジックではないかと思うわけですが、お話をございましたように、ひとつ弾力的なお取り組みという点でお願いを申し上げます。関連して、同様に先般の御答弁の中で、公共投資重点化枠の問題で、従来、公共事業に相当時間概念、急ぐとかもう少しでできるとか、そういった時間の概念を取り入れて要求をしたというお話がございました。私は、いわゆるお役所仕事を排するという意味では非常に積極的なことではないかと思いますが、昨年度予算でこの重点化枠がどのように機能したか、できましたら具体的に御説明をお願いしたいと存じます。

○政府委員(伴義孝) 公共投資重点化枠の要求に

当たりましては、いろいろ必要性の高い住宅、社会資本整備でありますけれども、それも特に戦略的、重点的に推進しようというふうなことで、できるだけ早期に事業効果が現れるような事業に極力重点を置いて要求してきたところでございます。

したがって、具体的には、例えば下水道整備でございますが、先生御指摘のとおり大変おくれたるわけではございますが、中小市町村で工事は始めていますけれどもまだ下水道が通水していないというところも相当あるわけです。我々は、二〇〇〇年までに二百七十の町村で未供用のところを供用しようというところでやっていますけれども、例えば平成八年度ではこの関係の下水道予算を二五％伸ばしまして、今年度中には四十町村で供用開始まで持っていくというふうなことをやらせていただいております。

それから住宅なんかでも、例えば特に都心型の住宅の供給を急ごうということで、都心地域における特定優良賃貸住宅をふやそう、八年度は約一万戸供給しようというふうなことを考えております。

それから公園関係で、防災公園というのがございますが、これは特に大震災時の避難地あるいは救済活動拠点として整備しようということで、これは二十一世紀初頭までに七百五十カ所と定めておりますが、この防災公園関係の予算は五七％ふやしまして、例えば八年度ですと百九十二カ所整備し、そのうちの四十三カ所を公園として供用できるようにしようといったようなことでございます。

そのほか、河川ですと床上浸水、これが急がれますので、これについての解消のために二倍ぐらいの予算を計上したといったようなことで、それぞれ重点を置きながら、できれば単年度のうちに供用できるようなものに結びつけるとか、あるいは数年かかるものでもなるべく前倒しに供用に結びつけるようにするといったようなことをこの中では取り入れて要求した、あるいは予算を組んで

いただいたというところでございます。

○長谷川道郎君 ちょっと時間が少なくなりましたので、先を急いでまいりたいと思っております。

関連して、建設省の予算の構造で伺いをいたしますが、今いろいろな報道がございまして私も一、二拝見しましたら、建設省の技官人事が問題である、そういう報道が何点かございました。

先般の委員会でも、緒方委員の御指摘で天上がり人事というのがあるんだそうですが、私は初めて伺いました。御指摘のように、厳格なルールで対処しなければならぬ、これは当然のことだと思っておりますが、時間とかコストとか能率というのは、事によれば民間の方がシビアに考えていらっしゃるかも知れません。また、総合的な判断だと長期的な展望というのは、これはまたお役所の一番お得意なところではないか。そういった意味で、今は地方自治体の職員でもスーパーマーマンでいってしまっているというのはいささかおそれるような状況があるわけでありまして、私は緒方委員とは別な立場で、こういう官民交流というのは積極的に進めをいただかなければならないと思っております。

それはそれで結構なんです、天上がり天下りがあるという横滑りがないのかという点で伺いたいと思っておりますが、建設省では、技術系で入省された方は河川なら河川、道路なら道路、一生その局で過ごされる、一切よその局には異動しない、そういう制度があるという報道がございまして、もちろん、地方の出先ですとか開発局とか国土庁に行かれます、そういうのはまた別でございます。本省に在る限り、それも学生のころのゼミでも入省の局が決まって、そのまま退官までずっと同じ局にいらつしやる、そういう制度があるという報道を目にしました。

そういう技官人事が予算の硬直化に結びついていないのかという指摘があります。局あつて省なしというのはそういうことなのかという感じがいたしましたわけでありまして、恐らくそういう報道を目にされていると思うのでありますが、技

官人事という点で伺いをいたしたいと思っております。

○政府委員(伴義孝) 質のいい住宅、社会資本を整備するためには技術的知識なり素養を持った技術者の果たす役割は非常に重要だと思っておりますし、また優秀なそういう各専門分野の人がいることが建設省の強みでもあるというふうに我々は思っております。

ただ、仕事を進めていくときに各局という各分野の専門分野、それだけにとどまらないで、政策立案部門とか調整部門とか、そういった全般的な立場においても業務をやっていたかどうかということで、極力そういう配慮はしているつもりでございます。

なるべく技官の人であっても幅広い視野で多様な、今も行政課題、それこそ道路なら道路だけではなくいろいろな事柄を経験し把握してないといふ対応できないわけではございませんので、多様な行政課題に柔軟に対応できる、そういういわゆる建設行政をリードできるような技官を養成することが必要かなというふうに思っております。したがって、意識的に異なる部門の人事交流、例えば河川と道路といったようなところから始まりまして他省庁とか他機関とかいうようなところにも人事交流、多様な人事を行っております。

きょうも二人、通産省から見えた方に技官の方でございますが辞令交付いたしました。その前に二人、通産省の方に既に建設省から技官が参っておりますけれども、通産省に限らず警察とか科学技術庁、環境庁、郵政省それから農水省、検査院等々、いろいろな役所にも極力人事交流をいたしまして幅広い人事交流を心がけていきたいと思っておりますし、これからも拡大していきたいというふうに思っております。

それから、仕事のやり方も極力、局あつて省なしと言われないように局を超えて横断的に仕事に取り組んでいくというふうな姿勢でやっておりますし、いろいろな事柄の処理も、例えば各局のそういう技術の人も専門の人も含めた横断的な会

議をつくりましてそこで討議して進めていくといったようなこともやっておりますし、仕事の中身そのものも、例えば都心住宅対策だとかあるいは環境対策とかいったような統一命題を掲げて、それに対して各局が一丸となって取り組むような、そういう仕事のやり方、いわば意識改革を含めてそういうこともやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○長谷川道郎君 技術的な専門職云々というお話がありました。しかし建設省の技官の皆様は別に現場でお仕事をなさるわけじゃありませんで、現場の方ですと、鉄筋工に型枠を組めといってもできるわけはありますし、型枠を組んでいる人に溶接しろといってもできるわけがない。それとは全然問題が別だと思ふので、局間の異動、私は実はその問題で前に今お並びの技官の皆様の経歴を見させていただきまして。

大体、技術系の方は、先ほど申し上げましたように同一局内で同一局をついの住みかとされているということであると思うんです。そういういわば、何といいますがギルド社会みたいな感じではないかという印象を受けたわけでありまして。しかし、交流ということは大切なことではないかと思ふので、ぜひそういった観点でお進めをいただきたいと思ふます。

ちょっと時間の関係がございまして、次の質問に参ります。

道路交通の騒音の問題でございまして、先ほど新しい交通の道路のあり方について、例えばあらかじめ騒音が予想されるならば地下化を図るといふようなことで申し上げたんですが、地下化を図った場合、当然排気ガスというようないことが問題になってくる。山の中のトンネルでしたら排気ガスをどこに出そうと勝手なわけですが、都心ですと下にトンネルがある、排気ガスの煙突がうちの前に立つと大反対が起きる、そういうことになるわけですが、道路の騒音等の公害が発生する自動車そのものの改善、改良についてお伺いしたいと思ふます。

○説明員(三宅哲志君) お答えいたします。

運輸省といたしましては、自動車から発生します加減速騒音等につきましては、道路運送車両法に基づきます道路運送車両の保安基準に基づきまして自動車の騒音を規制しております。それぞれの規制値は、中央環境審議会答申を受けました環境庁の許可限度が確実に確保されますよう自動車の審査等で騒音を測定しまして規制しているところでございます。

お尋ねの自動車の騒音の技術開発でございまして、騒音の基準を決定する際に、環境庁と運輸省がメーカーの技術開発状況のヒアリングを行いまして、エンジン騒音、タイヤ騒音、排気騒音等、自動車全体から発生します騒音を勘案しまして、可能な限り厳しい基準を設定しておりますところでございます。

今後の規制強化につきましては、平成四年十一月の中央公害対策審議会答申、中間答申でございまして、それからその後の平成七年二月の最終答申に基づきまして、平成十年以降順次規制強化をすべく今基準策定作業を行っているところでございます。

○長谷川道郎君 ありがとうございます。

道路局長、次の首都高の問題、ちょっと時間がございませんで、まことに申しわけございませんで、次回に譲らせていただきます。

最後に、大臣に二点お伺いを申し上げます。一つは、大臣に二点お伺いを申し上げます。一つは、大臣に二点お伺いを申し上げます。一つは、大臣に二点お伺いを申し上げます。一つは、大臣に二点お伺いを申し上げます。

建設省にかかわらずすべての公共事業にかかわる各省に共通した問題として、公共の福祉と個人の権利、所有権、生存権、いろいろな個人の権利という問題のトレードオフの問題があるわけですね。例えば、沖繩の問題でもございまして、成田の問題でもございまして、今建設省で問題になっております阪神の復興・復旧、再開の問題でも、再開の各論では町がきれいになる、道路が広がる、公園がふえる、大変結構、しかし私の土地が減少されるのは困りますよということ、これは

はもういわば永遠のテーマであるわけでありまして、こういった公共の福祉、利益と個人の利益、このいわば対立する概念、トレードオフの問題について大臣は何かがお考えであるか、最後にお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(中尾栄一君) 大変に高度の御質問を賜りましてありがとうございます。公共的なプロジェクトの実施に当たりましては、利害関係者との意思疎通を十分に図り理解を求めていくということが必要でありまして、事業について合意形成を図るということが基本となるものと認識していることは申すまでもございませんで。

過去の経験に照らしますならば、このような努力が必ずしも十分になされない場合には問題が生じることがございまして、したがって建設省といましては、まずこの合意形成のための努力を十分に尽くしてまいりたいものとこのように考えておる次第でございまして。

さらに、このような努力を重ねても土地収用手続のような公平中立な第三者の判断に利害調整をゆだねざるを得ないという場合があると考えられますが、そのような場合にも最後まで関係者の理解を極力努力して求めることが必要ではなからうか、このように思っている次第でございまして。

○長谷川道郎君 ありがとうございます。

今の質問、大変難しい問題で、これこれこうだと簡単ににお答えをいただけるような質問ではないと思ふわけでありまして、いわば永遠のテーマで難しい問題であります。

大臣はかつて、いたずらな議論に墮することなく、一命を賭して実践するといふふうな極めて強い志をお述べになった時期もございまして。ぜひひとつ大臣の英断と勇気をもってお進めをいただきたいというところをお願い申し上げます。

○緒方晴夫君 本法律家自体は、一定の改善になるということで賛成いたします。しかし、深刻化の一途をたどる道路交通公害

は、騒音だけをとってもこの法律で対処できるのは部分的な対応療法的な問題にすぎない、そういうことを感じます。

この法改正は、国道四十三号線訴訟の最高裁判決、その内容は周知のことと省略いたしますけれども、その判決を直接の動機として提出されているわけですね。震災後の復旧途上で、阪神高速道路神戸線も、また一車線だけ通している国道四十三号線も今工事中なわけですから、それが四十三号線の場合は民家の側を通っていて、しかも交通の大多数が、半分以上が大型車両というために今でも常時七十デシベル、そういう騒音の状態なんです。

私は現地で確かめましたけれども、工事中の音を除いても判決が受忍限度とした六十五デシベルを超している状態です。兵庫県と尼崎、西宮、芦屋、神戸市などの行政も、また住民側も、道路が完成しても違法状態は間違いなく繰り返される、そう断言しておるわけですね。原告団は、違法状態がクリアされなければまた裁判に訴える、そう述べております。道路局はこうした実態、住民の考えをよく御存じだと思ふますけれども、遮音壁の設置も場所によっては効果がなく、遮音壁は設置しないではという住民の声もあります。

抜本的な対策が必要だと思ふんですけれども、再び同じ場所でも違法状態という判決が出されるようなことになった場合、これはかなり確実だと思ふんですが、そういう場合、建設大臣、どのような責任をとられますか。

○国務大臣(中尾栄一君) ただいまの御質問、国道四十三号及び阪神高速神戸線は、阪神地域の経済社会活動に對しても大きな役割を担っておりまして、地元の強い要望もございまして、一日も早い復旧に向けて鋭意努力をしておるところでございます。

阪神高速神戸線の全線の復旧につきましては、当初予定よりも二カ月ほど早く、本年十月末には復旧する見通しでございます。復旧に当たりましては、新型遮音壁の設置やあるいは低騒音舗装の

採用を行うなど環境対策の充実を図っているところでございます。また、国道四十三号線につきましても、片側四車線の三車線化、あるいは低騒音舗装の採用や環境防災緑地の整備等、道路構造対策を実施することとしておる次第でございます。これらの対策によりまして相当程度の騒音減少効果が期待できると考えておるわけでございます。

さらに、沿道法の改正によりまして、国道四十三号線の沿道において町づくりと一体になったよりよい沿道環境の整備に努めてまいり所存であることを申し上げておきたいと思ふ次第でございます。

○緒方靖夫君 この最高裁の判決、そこには今大臣が言われた道路の公共性、経済的有用性、これが原告らの犠牲の上に成り立っている、そういう厳しい指摘があるわけです。

ですから、その点、今後もしちっとした形でそういう改善を進めていただきたいということを要望しておきます。

次の問題ですけれども、幹線道路の建設に当たって、これまで環境アセスメントを実施し、いずれも環境に大きな影響はないという評価書を提出しているわけです。ところが、環境アセスメント実施後、道路の着工までに長い時間かかる、そして環境アセスメントで想定していた基礎条件が大きく変化している場合が多々見られたわけです。

これまで建設省は、環境アセスメントは計画決定の段階で最新の知見に基づいて行うものである、一たん計画決定した以上はその後の状況の変化がどうあろうとアセスメントをやり直す必要はないという立場に固執されてきたと思ひます。環境アセスメントの現在の手続に沿っているから適法的だといっても、今回の判決から見ても、受忍限度を超える騒音被害を出せば違法であることは明らかです。最高裁の判決は、騒音が周辺住民に及ぼす影響を考慮して当初からこれについての対策を講ずべきであったのに、その対策が講じられな

た、このように厳しく指摘しているわけです。

既に環境アセスメントが完了している計画道路についても、まだ工事をしていない部分については受忍限度を超える騒音被害をもたらすことがないかどうか再点検をする、そういう責任があるのではないですか。

○政府委員(橋本鋼太郎君) 環境アセスメントについてでございますが、これは、道路の計画立案の時点から供用開始までには期間を要するのが通常でございます。そういう意味で、計画路線の供用後、沿道の土地利用がほぼ安定した状況に達する時点、そういうものをあらかじめ想定しまして、利用交通量、おおむね十五年から二十年後でありますが、そういうものを予測して環境アセスメントをやっております。

そういう中で、現時点では、高度成長期を経まして安定経済成長の時代を迎えておりますので、交通量等そういうものの指標についても極めて安定的に推移しております。そういう中で予測をいたしますと、予測を実施した時点のずれについて、予測評価が著しく不適切になっている、あるいは大幅に予測を超えている、あるいはそれに満たないという点は、そのような時点は少ないのではないかと考えております。ただ、事業の実施におきまして予測し得なかった著しい変化が想定される場合については、必要な対策を講じてまいり、というのは当然のことではないかと思ひます。

一つの例といたしまして、例えば東京外郭環状道路の千葉の市川あたりにつきましては、これは昭和四十年代に都市計画をしたものであります。が、現時点では状況も変わっているわけでありまして、現在、都市計画の変更の手続の中で十分な環境アセスメントをやり、道路構造の対応を考えると都市計画の変更手続を進めております。

そのように、状況の変化が著しい場合にはそういう都市計画を見直した例もございます。一般に、全部見直すということではないのではないかと考えております。

○緒方靖夫君 具体的な例として圏央道の場合を

挙げたいと思うんです。

これは、国道二十号線から埼玉県境の間について、一九八六年、十年前ですけれども、環境影響評価案が出されております。それによれば、国道二十号線から中央高速までの間、つまり高尾山のトンネル部分の計画交通量は西暦二〇〇〇年時点で一日三万七千台とされております。

ところが、その後、国道二十号線以南の区間が事業化され、圏央道と国道二十号線をつなぐ八王子南インターチェンジは当初のハーフインターから全方向のインターに変更され、しかもそこに新たに建設される八王子南道路も接続する計画になっております。昨年出された国道二十号線以南の部分の環境影響評価書案では、高尾山トンネル部分の計画交通量は四万三百台となっておりまして、かなりふえているわけです。環境アセスメントは終了しているというだけで受忍限度を超える騒音を引き起こすおそれはないと断言できるかどうか、お尋ねいたします。

○政府委員(橋本鋼太郎君) 御指摘の首都圏中央連絡自動車道につきましては、東京を中心とする環状道路でありまして、極めて重要な役割があるものと認識しております。

御指摘の圏央道の国道二十号線より北の東京都、埼玉県境に至る間につきましては、都市計画法並びに東京都の環境影響評価条例によりまして、所要の手続を経て平成元年三月に都市計画決定をしたものでございます。このときの計画日交通量につきましては、今御指摘ございましたとおり、平成十二年に一日当たり約三万七千台ということ想定しておりますし、これについて適切な対策を講じております。環境基準を守るようなそういう環境対策となっております。

御指摘のその以南につきまして、八王子南インターチェンジの連結方法、これをフルインター化した、あるいはさらに八王子南バイパスを圏央道に取りつけたということにつきましては、この国道二十号以北の都市計画をする場合の交通量予測につきましても、八王子南バイパス等がある、既

にでき上がったという前提のネットワークの中で交通量予測をしておりますので、そういう意味では、ネットワークが変わり、あるいはインターチェンジの構造が変わることによってその後交通量がふえたという点については織り込み済みと考えております。そういう意味では計画の変更ではないのではないかと考えております。

さらにこの場合に、予測の年次につきましては平成十二年度を目標にしておりますが、それ以南については平成二十二年の予測交通量をもとに環境影響評価をしております。そういう意味では、環境影響評価の予測年度が約十年違うということではありますが、この間の交通量の変化につきましては約九〇程度の増加であります。そういう程度の交通量の増でございまして、例えば環境施設、環境を守るための遮音壁の設置についても、遮音壁の高さを若干かさ上げするというような実態上の環境対策を講じることによって十分騒音の環境保全の目標は満足できると、このように考えております。

○緒方靖夫君 今後、建設する道路について十分対策を講じていただき、違法状態があるということが予見できたときには、やはり思い切った計画を変更するということも含めて対応していただきたいと思ひます。

次に、東京には、裁判をすれば最高裁判決に基づいて住民側が必ず勝つという、そういう地域がかなりあると思ひます。その一つとして目黒区の大橋地区があるわけです。私はそこを見てきましたけれども、そこは国道二百四十六号線と旧山手通りが交差して、その上に首都高速三号線が走っているわけです。さらに、そこに中央環状新宿線が接続することが計画されているわけです。

現在でも交通量は三線合わせて一日二十五万台、それに中央環状が加わるようになります。東京都の環境保全局の調査でも、昼、夕、夜間と、その時間帯で東京都の騒音の十傑に常時名を連ねているという場所なんですね。常時七十から八十

デシベルの騒音が継続しているところ。最高裁判決で示された受忍限度を超えるレベル、これをはるかに超えている違法状態にあると思えます。首都高速三号線は高さ十六メートル、その上に二十四メートルのところから中央環状新宿線を接続する工事が今進行中なわけです。沿道住民は、道路のために人が住めない町になった、そういうことを言っております。

また、その沿道の住民がこんなことを言っているんですね。御存じですか。そのけそのけ道路が通る、道路が通れば道理が引く込む。こんなことを言いたくなるような、本当に沿道住民の犠牲の上にこういう道路が成り立っているわけです。非常に地形が複雑なわけですから、こういうところでは緩衝建築物をつくってもちよつと効果がないと思えるんですね。一体これをどういうふうに解決するのか。裁判を起されれば敗訴するに決まっているところだと思えますけれども、こういう場所の問題解決に、住民の思いにどううたえていくのか、賠償金さえ払えばいいという考えなのか、その点をお尋ねいたします。

○政府委員(橋本太郎君) 御指摘の目黒区の大橋の地域につきましては、国道の二百四十六号、それから旧山手通り、さらには首都高速三号線が交錯してございます。そこに首都高の中央環状新宿線が新たに計画されているわけでありまして、そういう中で、首都高の中央環状新宿線につきましまして、これは環境アセスメントを十分やり、都市計画を経て実施しております。この中央環状新宿線そのものにつきましては、環境基準を十分クリアできるといふことで進めておるわけでありまして、しかしながら、今御指摘のとおり現道の国道二百四十六号線、さらに首都高の現在の三号線、これらの沿線の地域につきましましては残念ながら大変厳しい騒音の発生が見られる地域でございます。

そういうことで、当面できる対策というところで現在検討を進めておりますのは、首都高速三号線におきまして新型の遮音壁を設置する、あるいは裏面吸音板を設置する、さらに国道二百四十六号に

ついては低騒音の舗装へ改修をしていこうということを考えております。

しかし、これだけでは十分でないのは御指摘のとおりであります。今回の沿道法の改正が行われますれば、この沿道法に基づきまして道路交通騒音減少計画を策定してこの道路構造対策をやっていく、あるいは交通流対策を進めていく、さらに沿道地区計画を新たに策定しまして町づくりと一体となった沿道の整備、これを進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後このように騒音の極めて著しい区間につきましましては早急に対策が講じられるように、その地域において沿道整備計画が策定できるように最大限努力をしてまいりたいと考えております。

○緒方靖夫君 この法案の審査に当たって、私は全国十四の都道府県に調査アンケートをお願いして回答を得ております。これをもとにしてきょう質問できないのは非常に残念なんですけれども、その中には、例えば東京都などでは幹線道路における生活環境の改善のために総合的対策を進めてほしいとか、そういう意見もあるということをちよつと紹介しておきます。

最後の質問になりますけれども、これは大臣にお尋ねしたいんですが、最高裁の判決について日本経済新聞の昨年七月八日付、判決の明くる日の社説は、「従来型の産業優先思想で道路を建設していくことは許されない」、「最高裁の判決はこれからの道路造りに根本的な修正を求めている」、「そういう厳しい指摘をしているわけですね。これまで具体的にこちらで私が挙げた例とあわせて、こうした根本的な問題の提起に対してどのようにうたえていかれるのか大臣の決意をお伺いいたします。

○国務大臣(中尾栄一君) 緒方委員から九五年七月八日の日経新聞の御指摘がございました。私も早速取り寄せて見てみましたが、読ませていただいても非常にバランスのとれた社説ではないかなというように感じました。

第十一次道路整備五カ年計画、これは平成五年度から平成九年度において、「生活者の豊かさを支える道路整備の推進」、「活力ある地域づくりのための道路整備の推進」、また「良好な環境創造のための道路整備の推進」を主要課題として道路整備を促進しているところでございます。

今回の国道四十三号訴訟最高裁判決を踏まえまして、今後の道路環境政策の確立を図るために平成七年九月二十一日に、と申しますのはその社説が載りました二カ月ちよつとたつてからではございますが、平成七年九月二十一日に道路審議会に對しまして「今後の道路環境政策のあり方」について諮問してきたところでございます。特に、道路交通騒音対策につきましまして、平成八年一月に環境部会におきまして「道路とまちづくりとの連携」、「関係機関の連携強化による総合的な取り組み」等を内容とする御提言を取りまとめたものでございます。これを踏まえまして、幹線道路の沿道の整備に関する法律等の改正を行うなど、道路交通騒音対策の充実を図ることとしたところでございます。

今後、これらの施策によりまして、町づくりと一体となったよりよい沿道環境の整備を図るとともに、関係機関との総合的な取り組みなどによりまして、抜本的な道路交通騒音対策を進めてまいりたいと決意しております。○緒方靖夫君 終わります。

○委員(永田良雄君) 他に御発言もないようです。○委員(永田良雄君) 他に御発言もないようです。すから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員(永田良雄君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。中尾建設大臣。

○国務大臣(中尾栄一君) 幹線道路の沿道の整備に関する法律等の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって可決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後、その趣旨を生かすように努めてまいります。所存でございます。

ここに、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。どうもありがとうございます。

○委員(永田良雄君) なお、審査報告書の作成につきましましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員(永田良雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員(永田良雄君) 次に、公営住宅法の一部を改正する法律案を議題といたします。中尾建設大臣。

○国務大臣(中尾栄一君) ただいま議題となりました公営住宅法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

公営住宅制度は、従来から、住宅に困窮する低所得者の居住の安定と居住水準の向上のために大きな役割を果たしてきたところでありますが、急速な人口の高齢化など大きく変化する経済社会情勢に対応するため、諸般の改正措置を講ずることが必要であります。

この法律案は、このような観点から、真に住宅に困窮する者に対し、良好な居住環境を備えた公営住宅の的確な供給を図るため、所要の改正を行うものであります。次に、法律案の要旨を申し上げます。

第一に、長寿社会の到来等に対応するため、高齢者等に配慮して入居収入基準を弾力化するとともに、適切な負担のもとで居住の安定を図られま

すよう公営住宅の家賃を入居者の収入及び公営住宅の立地条件、規模等に応じて設定するほか、公営住宅の社会福祉事業への活用や建てかえ事業における社会福祉施設、公的賃貸住宅との併設を促進することとしております。

第二に、既存住宅の有効活用等により需要に応じた確な供給を図るため、民間事業者等が保有する住宅を買い取り、または借り上げて公営住宅として供給する方式を導入するとともに、公営住宅の種別区分を廃止するほか、建てかえ事業の要件を緩和することとしております。

第三に、地方公共団体の自主的な政策手段の拡大を図るために、高齢者等の入居収入基準を一定の上限のもとで地方公共団体が条例により設定できるようにするほか、家賃の改定等についての建設大臣への報告義務を廃止するなどをあわせて行うこととしております。

これらの改善措置に伴い、平成八年度予算に盛り込まれており、公営住宅の供給に係る国の補助制度を整備する等所要の改正を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上にも、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(永田良雄君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法の一部を改正する法律案

公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「建設」を「整備」に、「第十一条の二」を「第十四条」に、「第十二条の三」を「第十五条」に、「第二十三条の二」を「第三十四条」に、「第三章の二」公営住宅建替事業(第二十三条の三、第二十三条の十)を「第四章 公営住宅建替事業(第二十三条の四、第二十三条の五)」に、「第四章 補助(第二十四条、第三十条)」を「第五章 補助(第四十四条、第五十二条)」に改める。

第一条中「建設」を「整備」に、「賃貸する」を「賃貸し、又は転貸する」に改める。

第二条第二号を次のように改める。

二 公営住宅 地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、この法律の規定による国の補助に係るものをいう。

第二条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「公営住宅を建設するために」の上に「公営住宅を建設することを行い、」を、「必要な土地」の下に「の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を加え、同号を同条第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 公営住宅の買取り 公営住宅として低額所得者に賃貸するために必要な住宅及びその附帯施設を買取り、その住宅及び附帯施設を買取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること(以下「公営住宅を買取り取るための土地の取得」という。)を含むものとする。

五 公営住宅の建設等 公営住宅の建設又は公営住宅の買取りをいう。

第二条第六号を次のように改める。

六 公営住宅の借上げ 公営住宅として低額所得者に転貸するために必要な住宅及びその附帯施設を賃借することを含むものとする。

第二条第十二号中「行なう」を「行う」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十一号中「公営住宅を売却し」を「公営住宅(第七十七条第一項又は第八十一条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。)を売却し」に、「共同施設を売却する」を「共同施設(第七十七条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項若しくは第三項の規定による国の補助を受けて建設又は買取りをしたものに限る。)を売却する」に、「新たに建設する事業を」を「新たに整備する事業」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号を削り、同条第九号中「共同施設を建設するために」の上に「共同施設を建設することを行い、」を、「必要な土地」の下に「の所有権、地上権若しくは土地の賃借権を加え、同号を同条第十号とし、同号の次に次の四号を加える。

十一 共同施設の買取り 共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を買取り、その施設を買取るために必要な土地の所有権、地上権又は土地の賃借権を取得すること(以下「共同施設を買取り取るための土地の取得」という。)を含むものとする。

十二 共同施設の建設等 共同施設の建設又は共同施設の買取りをいう。

十三 共同施設の借上げ 共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要な施設を賃借することを含むものとする。

十四 共同施設の整備 共同施設の建設等又は共同施設の借上げをいう。

第二条第八号中「政令」を「建設省令」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「建設」を「整備」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 公営住宅の整備 公営住宅の建設等又は公営住宅の借上げをいう。

第三十条中「第二種公営住宅(第八条)」を「公営住宅(第八条、第十条並びに第十七条第二項及び第三項)」に、「次の各号」を「次に」に改め、同条第一号中「第九号第二項」を「第十一号第二項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第二十三号各号及び第二十四号第二項」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「第二十三号の五第一項」を「第三十七号第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四号第一項」を「第四十四号第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四号の二第一項」を「第四十六号第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条を第五十二号とする。

第二十九号中「基く」を「基づく」に改め、同条を第五十一号とする。

第二十八号中「建設」を「整備」に改め、同条を第五十号とする。

第二十七号を第四十九号とする。

第二十六号第一項中「建設」を「整備」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第二項中「立入る」を「立ち入る」に改め、同条第三項中「当る」を「当たる」に、「呈示」を「提示」に改め、同条を第四十八号とする。

第二十五号第一項中「外」を「ほか」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条を第四十七号とする。

第二十四号の二を第四十六号とする。

第二十四号第三項中「又は共同施設が」を「若しくは共同施設が」に、「又は第二十三号の五第一項」を「公営住宅若しくは共同施設がその耐用年限を勘案して建設大臣の定める期間を経過した場合又は第三十七号第一項」に改め、同条第四項中「前項」を「第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 事業主体は、前項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除却に伴い当該公営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要が

あると認めるときは、第十八条第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

5 第十六條第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十四條を第四十四條とし、同条の次の一条を加える。

(社会福祉法人等による公営住宅の使用等)

第四十五條 事業主体は、公営住宅を社会福祉事業法第二條第一項に規定する社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業のうち厚生省令・建設省令で定める事業を運営する同法第二十二條に規定する社会福祉法人その他厚生省令・建設省令で定める者(以下この項において「社会福祉法人等」という。)に住宅として使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十一号)第六條に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三條第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅を社会福祉法人等に使用させることができる。

2 事業主体は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十一号)第六條に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第三條第四号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において建設大臣の承認を得たときは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらに使用させることができる。この場合において、事業主体は、当該公営住宅を同法第十八條第二項の建設省令で定める基準に従つて管理しなければならない。

3 前二項の規定により、市町村が建設大臣の承認を求めるときは、都道府県知事を経由してしなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による公営住宅の使用に関する事項は、条例で定めなければならない。

用に関する事項は、条例で定めなければならない。

第四章を第五章とする。

第三章の二中第二十三條の十を第四十二條とし、同条の次の一条を加える。

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第四十三條 事業主体は、第四十條第一項の規定により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

2 第十六條第五項の規定は、前項の規定による家賃の減額について準用する。

第二十三條の九中「事業主体の長を「事業主体」に改め、同条を第四十一條とする。

第二十三條の八の見出し中「建設される」を「整備される」に改め、同条第一項中「第二十三條の五の長を「事業主体」に、「建設される」を「整備される」に、「第十七條」を「第二十三條及び第二十四條第二項」に改め、同条第二項及び第三項中「事業主体の長を「事業主体」に改め、同条第五項を削り、同条を第四十條とする。

第二十三條の七を第三十九條とする。

第二十三條の六第一項中「事業主体の長を「事業主体」に改め、同条第三項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第三十八條とする。

第二十三條の五第一項中「事業主体の長を「事業主体」に改め、同条第二項中「次の各号」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、同項第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅のうち前項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の戸数

第二十三條の五第三項中「合理的な高度利用を「適正かつ合理的な利用」に改め、同条第五項中「市町村長」を「市町村」に改め、同条第六項中「事業主体の長を「事業主体」に改め、同条を第三十七條とする。

第二十三條の四中「次の各号」を「次に」に改め、同条第二号中「第二十四條第一項」を「第四十四條第一項」に改め、同条第三号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、同条を第三十六條とする。

公営住宅の構造及び階数に應じ、それぞれ一・二以上で政令で定める数値を乗じて得た戸数の合計を削り、「定められている場合」の下に、「当該土地の区域において新たに社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七條第一項に規定する社会福祉施設又は公共賃貸住宅を整備する場合を、「場合には、当該除却すべき公営住宅の下に「うち次条第一項の承認の申請をする日において入居者の存する公営住宅の」を加え、同条第四号中「建設すべき」を「整備すべき」に改め、「高層又は中層の」を削り、同条を第三十六條とする。

第二十三條の三中「建設を「整備」に、「及び」を「又は」に改め、同条を第三十五條とする。

第二章及び第三章を次のように改める。

第二章 公営住宅の整備

(整備基準)

第五條 公営住宅の整備は、建設大臣の定める整備基準に従い、行わなければならない。

2 事業主体は、公営住宅の整備をするときは、建設大臣の定める整備基準に従い、これに併せて共同施設の整備をするように努めなければならない。

3 事業主体は、公営住宅及び共同施設を耐火性能を有する構造のものとするように努めなければならない。

(公営住宅の計画的な整備)

第六條 公営住宅の整備は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行わなければならない。

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七條 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等(建設省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含む、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。)の二分の一を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

第六條 公営住宅の整備は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)第六條第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(以下単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行わなければならない。

(公営住宅の建設等又は共同施設の建設等に係る国の補助)

第七條 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の建設等をする場合においては、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用(当該公営住宅の建設をするために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む、公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用及び公営住宅を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条及び次条において同じ。)の二分の一を補助するものとする。

2 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の建設等(建設省令で定める共同施設に係るものに限る。以下この条において同じ。)をする場合においては、予算の範囲内において、当該共同施設の建設等に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含む、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用及び共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用を除く。以下この条において同じ。)の二分の一を補助することができる。

3 前二項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用が標準建設・買取費を超えるときは、標準建設・買取費を公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用とみなす。

4 前項に規定する標準建設・買取費は、公営住宅の建設等に要する費用又は共同施設の建設等に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。

(災害の場合の公営住宅の建設等に係る国の補助の特例等)

第八条 国は、次の各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため公営住宅の建設等をするときは、当該公営住宅の建設等に要する費用の三分の一を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第十条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。))で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数を超える分については、この限りでない。

一 地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で五百戸以上又は一市町村の区域内で二百戸以上若しくはその区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。
二 火災により住宅が滅失した場合で、その滅失した戸数が被災地全域で二百戸以上又は一市町村の区域内の住宅戸数の一割以上であるとき。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。
3 国は、災害(火災にあつては、地震による火災に限る。)により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が公営住宅の建設、共同施設の建設又は公営住宅若しくは共同施設の補修をするときは、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設に要する費用(当該公営住宅の建設のために必要な他の公営住宅又は共同施設の除却に要する費用を含む。公営住宅を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。)、当該共同施設の建設に要する費用(当該共同施設の建設をするために必要な他の

共同施設又は公営住宅の除却に要する費用を含み、共同施設を建設するための土地の取得等に要する費用を除く。以下この条において同じ。若しくはこれらの補修(以下「災害に基づく補修」という。)に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧(公営住宅又は共同施設を建設するために必要な土地を宅地として復旧するための土地の造成をいう。以下同じ。)に要する費用の二分の一を補助することができる。

4 前項の規定による国の補助金額の算定については、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用が、それぞれ、標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費を超えるときは、標準建設費又は標準宅地復旧費を超える費用若しくは共同施設の建設に要する費用と、標準補修費を災害に基づく補修に要する費用と、標準宅地復旧費を公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用とみなす。

5 前項に規定する標準建設費、標準補修費又は標準宅地復旧費は、それぞれ、公営住宅の建設に要する費用若しくは共同施設の建設に要する費用、災害に基づく補修に要する費用又は公営住宅等を建設するための宅地の復旧に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。
(借上げに係る公営住宅等の建設又は改良に係る補助)

第九条 事業主体は、公営住宅の借上げをする場合において、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。
2 事業主体は、共同施設の借上げをする場合において、共同施設として公営住宅の入居者の共同の福祉のために必要となる施設の建設又は改良を行う者に対し、その費用の一部を補助することができる。

3 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて公営住宅の借上げをする場合において第一項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該住宅又はその附帯施設の建設又は改良に要する費用のうち住宅の共用部分として建設省令で定めるものに係る費用(以下この条及び次条において「住宅共用部分工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

4 国は、事業主体が都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて共同施設の借上げをする場合においては第二項の規定により補助金を交付するときは、予算の範囲内において、当該施設の建設又は改良に要する費用のうち建設省令で定める施設に係る費用(以下この条において「施設工事費」という。)に対して当該事業主体が補助する額(その額が施設工事費の三分の二に相当する額を超える場合においては、当該三分の二に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助することができる。

5 前二項の規定による国の補助金額の算定については、住宅共用部分工事費又は施設工事費が、それぞれ、標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費を超えるときは、標準住宅共用部分工事費を住宅共用部分工事費と、標準施設工事費を施設工事費とみなす。

6 前項に規定する標準住宅共用部分工事費又は標準施設工事費は、それぞれ、住宅若しくはその附帯施設の建設若しくは改良に要する費用又は施設の建設若しくは改良に要する費用として通常必要な費用を基準として、建設大臣が定める。
(災害の場合の借上げに係る公営住宅の建設又は改良に係る国の補助の特例)

第十条 国は、第八条第一項各号の一に該当する場合において、事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため公営住宅の借上げを行い、当該借上げに係る住宅又はその附帯施設の建設又は改良を行う者に対し前条第二項の規定により補助金を交付するときは、同条第三項の規定にかかわらず、住宅共用部分工事費に対して当該事業主体が補助する額(その額が住宅共用部分工事費の五分の四に相当する額を超える場合においては、当該五分の四に相当する額)に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数(第八条第一項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による国の補助に係る公営住宅(この項本文の規定による国の補助に係るものを除く。))で当該災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸又は転貸をするものがある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数を超える分については、この限りでない。
2 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による国の補助金額の算定について準用する。
(国の補助の申請及び交付の手続)

第十一条 事業主体は、第七条から前条までの規定により国の補助を受けようとするときは、建設省令で定めるところにより、事業計画書及び工事設計要領書を添えて、国の補助金の交付申請書を建設大臣に提出しなければならない。
2 建設大臣は、前項の規定による提出書類を審査し、適当と認めるときは、国の補助金の交付を決定し、これを当該事業主体に通知しなければならない。

(都道府県の補助)
第十二条 都道府県は、公営住宅の整備、共同施設の整備又は災害に基づく補修をする事業主体が市町村であるときは、当該事業主体に対して補助金を交付することができる。
(地方債についての配慮)
第十三条 国は、事業主体が公営住宅を建設するための土地の取得等若しくは共同施設を建設す

るための土地の取得等又は公営住宅を買い取るための土地の取得若しくは共同施設を買い取るための土地の取得に要する費用に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情の許す限り、適切な配慮をするものとする。

(農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特別)

第十四条 農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法(昭和四十六年法律第三十二号)第二条第一項各号の一に該当する者が、公営住宅として低額所得者に転貸するために必要となる住宅又はその附帯施設を建設し、当該住宅又はその附帯施設を事業主体に賃貸する場合においては、当該住宅又はその附帯施設が同条第二項に規定する特定賃貸住宅に該当しないものであるとしても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第一号に掲げる条件に該当する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 公営住宅の管理

(管理義務)

第十五条 事業主体は、常に公営住宅及び共同施設の状況に留意し、その管理を適正かつ合理的に行うように努めなければならない。

(家賃の決定)

第十六条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に並び、かつ、近傍同種の住宅の家賃(次項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第三十四条の規定による請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者がその請求に応

じないときは、当該公営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前項の近傍同種の住宅の家賃は、近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して政令で定めるところにより、毎年度、事業主体が定める。

3 第一項に規定する入居者からの収入の申告の方法については、建設省令で定める。

4 事業主体は、第一項の規定にかかわらず、病気がかかっていることその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、家賃を減免することができる。

5 前各項に規定する家賃に関する事項は、条例で定めなければならない。

(公営住宅の家賃に係る国の補助)

第十七条 国は、第七條第一項若しくは第八條第三項の規定による国の補助を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は都道府県住宅建設五箇年計画に基づいて借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に二分の一を乗じて得た額を補助するものとする。

2 国は、第八條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅又は同項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二を乗じて得た額を補助するものとする。

る。ただし、第八條第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅(第十條第一項の規定による国の補助に係るものを除く。)にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の三割に相当する戸数第八條第一項又は第十條第一項の規定による国の補助に係る公営住宅がある場合にあつては、これらの戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

3 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十二條第一項の規定の適用を受けて建設若しくは買取りをした公営住宅又は同項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅について、事業主体が前条第一項本文の規定に基づき家賃を定める場合においては、前項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の管理の開始の日から起算して五年以上二十年以内で政令で定める期間、毎年度、予算の範囲内において、当該公営住宅の近傍同種の住宅の家賃の額から入居者負担基準額を控除した額に三分の二(最初の五年間は、四分の三)を乗じて得た額を補助するものとする。ただし、同法第二十二條第一項に規定する政令で定める地域にあつた住宅であつて激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた低額所得者に転貸するため借上げをした公営住宅にあつては、当該公営住宅の戸数が当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数(同項の規定の適用を受けて建設又は買取りをする公営住宅がある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える分については、この限りでない。

4 前三項に規定する入居者負担基準額は、入居者の収入、公営住宅の立地条件その他の事項を勘案して建設大臣が定める方法により、毎年度、事業主体が定める。

(敷金)
第十八条 事業主体は、公営住宅の入居者から三ヶ月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。

2 事業主体は、病気がかかっていることその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、敷金を減免することができる。

3 事業主体は、第一項の規定により徴収した敷金の運用に係る利益金がある場合においては、当該利益金を共同施設の整備に要する費用に充てる等公営住宅の入居者の共同の利便のために使用するように努めなければならない。

(家賃等の徴収猶予)

第十九条 事業主体は、病気がかかっていることその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、家賃又は敷金の徴収を猶予することができる。

(家賃等以外の金品徴収等の禁止)

第二十条 事業主体は、公営住宅の使用に関し、その入居者から家賃及び敷金を除くほか、権利金その他の金品を徴収し、又はその入居者に不当な義務を課することができない。

(修繕の義務)

第二十一条 事業主体は、公営住宅の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに給水施設、排水施設、電気施設その他の建設省令で定める附帯施設について修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならない。ただし、入居者の責めに帰すべき事由によつて修繕する必要があるときは、この限りでない。

(入居者の募集方法)

第二十二条 事業主体は、災害、不良住宅の撤去、公営住宅の借上げに係る契約の終了、公営住宅建替事業による公営住宅の除却その他政令で定める特別の事由がある場合において特定の

者を公営住宅に入居させる場合を除くほか、公営住宅の入居者を公募しなければならない。

2 前項の規定による入居者の公募は、新聞、掲示等区域内の住民が周知できるような方法で行わなければならない。

(入居者資格)

第二十三条 公営住宅の入居者は、少なくとも次の各号(老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として政令で定める者(次条第二項において「老人等」という。)にあつては、第二号及び第三号)の条件を具備する者でなければならない。

一 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第二十七条第五項及び附則第十五項において同じ。)があること。

二 その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。

イ 入居者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして政令で定める場合 入居者又は同居者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ロ 公営住宅が、第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定による国の補助に係るもの又は第八条第一項各号の一に該当する場合において事業主体が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者により減価したため借り上げるものである場合 災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして政令で定める金額以下で事業主体が条例で定める金額

ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 イ又はロの政令で定める金額のいずれをも超えない範囲内で政令で定める金額
三 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(入居者資格の特例)

第二十四条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四条第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者となす。

2 前条第二号ロに掲げる公営住宅の入居者は、同条各号(老人等)にあつては、同条第二号及び第三号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から三年間は、なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居者の選考等)

第二十五条 事業主体の長は、入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合においては、住宅に困窮する実情を調査して、政令で定める選考基準に従い、条例で定めるところにより、公正な方法で選考して、当該公営住宅の入居者を決定しなければならない。

2 事業主体の長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(家賃等の変更命令)

第二十六条 建設大臣は、公営住宅の家賃、第二十三条各号及び第二十四条第二項の条件以外に入居者の具備すべき条件又は入居者の選考方法が著しく適正を欠くと認めるときは、理由を示して、当該事業主体に対してその変更を命ずることができる。

(入居者の保管義務等)
第二十七条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅又は共同施設について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡し得てはならない。

3 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の用途を変更してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、他の用途に併用することができる。

4 公営住宅の入居者は、当該公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、事業主体の承認を得たときは、この限りでない。

5 公営住宅の入居者は、当該公営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居せよとするとときは、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を得なければならない。

6 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、建設省令で定めるところにより、事業主体の承認を受けて、引き続き、当該公営住宅に居住することができる。

(収入超過者に対する措置等)

第二十八条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅に引き続き三年以上入居している場合において政令で定める基準を超える収入のあるときは、当該公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

2 公営住宅の入居者が前項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項の規定にかかわらず、毎年度、入居者からの収入の申告に基づき、当該入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で、政令で定めるところにより、事業主体が定める。

3 第十六条第三項から第五項まで及び第十九条

の規定は、前項に規定する公営住宅の家賃について準用する。

第二十九条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き五年以上入居している場合において最近二年間引き続き政令で定める基準を超える高額の収入のあるときは、その者に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求することができる。

2 前項の政令で定める基準は、前条第一項の政令で定める基準を相当程度超えるものでなければならない。

3 第一項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して六月を経過した日以後の日でなければならない。

4 第一項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

5 公営住宅の入居者が第一項の規定に該当する場合において当該公営住宅に引き続き入居しているときは、当該公営住宅の毎月の家賃は、第十六条第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、近傍同種の住宅の家賃とする。

6 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

7 事業主体は、第一項の規定による請求を受けた者が病氣にかかっていることその他条例で定める特別の事情がある場合において、その者から申出があつたときは、同項の期限を延長することができる。

8 第十六条第四項及び第五項並びに第十九条の規定は、第五項に規定する家賃又は第六項に規定する金銭について準用する。

第三十条 事業主体は、公営住宅の入居者が当該公営住宅に引き続き三年以上入居しており、か

つ、第二十八條第一項の政令で定める基準を超える収入のある場合において、必要があると認めるときは、その者が他の適当な住宅に入居することができるようにあつせんする等その者の入居している公営住宅の明渡しを容易にするように努めなければならない。この場合において、当該公営住宅の入居者が公営住宅以外の公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

2 前項の場合において、公共賃貸住宅（地方公共団体、住宅・都市整備公団又は地方住宅供給公社が整備する賃貸住宅をいう。第三十六條において同じ。）の管理者は、事業主体が行う措置に協力しなければならない。

第三十一條 事業主体が第二十四條第一項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における前三條の規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は第四十四條第三項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の公営住宅に入居している期間に通算する。

2 事業主体が、第四十條第一項の規定により同項の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における前三條の規定の適用については、その者が当該公営住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

（公営住宅の明渡し）

第三十二條 事業主体は、次の各号の一に該当する場合においては、入居者に対して、公営住宅の明渡しを請求することができる。

一 入居者が不正の行為によつて入居したとき。
二 入居者が家賃を三月以上滞納したとき。

三 入居者が公営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。

四 入居者が第二十七條第一項から第五項までの規定に違反したとき。

五 入居者が第四十七條の規定に基づく条例に違反したとき。

六 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 公営住宅の入居者は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 事業主体は、第一項第一号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年五分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 前項の規定は、第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより事業主体が当該入居者に損害賠償の請求をすることを妨げるものではない。

5 事業主体が第一項第六号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の六月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。

6 事業主体は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わつて、入居者に借地借家法（平成三年法律第九十号）第三十四條第一項の通知をすることができる。

（公営住宅監理員）

第三十三條 事業主体は、公営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、公営住宅及びその環境を良好な状態に維持するよう入居者に必要な指導を与えるために公営住宅監理員を置かなければならない。

2 公営住宅監理員は、事業主体の長がその職員のうちから命ずる。

（収入状況の報告の請求等）

第三十四條 事業主体の長は、第十六條第一項若しくは第二十八條第二項の規定による家賃の決定、第十六條第四項（第二十八條第三項又は第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免、第十八條第二項の規定による敷金の減免、第十九條（第二十八條第三項又は第二十九條第八項において準用する場合を含む。）の規定による家賃、敷金若しくは金銭の徴収の猶予、第二十九條第一項の規定による明渡し請求、第三十條第一項の規定によるあつせん等又は第四十條の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、公営住宅の入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

附則第二項を削る。

附則第三項中「左の各号に掲げるところにより、第一種公営住宅又は第二種公営住宅を「公営住宅」に改め、第一号及び第二号を削り、同項を附則第二項とする。

附則第四項中「基く第十二條」を「基く第十六條」に改め、同項を附則第三項とし、附則第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十項中「附則第六項から第八項まで」を「附則第五項から第七項まで」に改め、同項を附則第九項とする。

附則第十一項中「附則第六項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第十二項中「附則第七項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第十三項中「附則第八項」を「附則第七項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第十四項中「附則第六項から第八項まで」を「附則第五項から第七項まで」に、「附則第九項及

び第十項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項を附則第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14 附則第五項又は第六項の規定による貸付けを受けて建設される公営住宅又は共同施設に係る第二條第二号、第十一條及び第五十二條第一号の規定の適用については、第二條第二号中「補助」とあるのは「補助又は附則第五項の規定による無利子の貸付け」と、第十一條の見出し中「補助」とあるのは「無利子の貸付け」と、「交付」とあるのは「貸付け」と、同条第一項中「第七條から前条までの規定により国の補助」とあるのは「附則第五項又は第六項の規定により国の無利子の貸付け」と、「補助金の交付申請書」とあるのは「無利子貸付け金の交付申請書」と、同条第二項中「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付け金の貸付け」と、第五十二條第二号中「第十一條第二項」とあるのは「附則第十四項の規定により読み替えて適用される第十一條第二項」と、「補助金の交付」とあるのは「無利子貸付け金の貸付け」とする。

附則第十五項を次のように改める。

15 当分の間、過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第二條第一項に規定する過疎地域その他の政令で定める地域内の公営住宅に係る第二十三條の規定の適用については、当該公営住宅の入居者が、現に同居し、又は同居しようとする親族がない場合においても、同条第一号の条件を具備する者とみなす。

附則に次の一項を加える。

16 当分の間、前項の公営住宅に係る第四十四條第一項の規定の適用については、同項中「その耐用年限の四分の一を経過した場合において特別の事由のあるときは」とあるのは、「その耐用年限の四分の一を経過した場合においては」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

ただし、附則第五項の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律による改正後の公営住宅法(以下「新法」という。)第七條から第十條までの規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度の支出すべきものとされたものを除く。)について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度の支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

3 この法律による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設については、平成十年三月三十一日までの間は、新法第十六條、第十八條から第二十條まで、第二十三條、第二十四條、第二十六條から第三十二條まで、第三十四條から第四十三條まで、第四十四條第四項及び第五項並びに第五十二條第二号及び第三号の規定は適用せず、旧法第十二條、第十二條の三から第十四條まで、第十七條、第二十條から第二十二條まで、第二十三條の二から第二十三條の十まで及び第三十條(第一号、第五号及び第六号を除く。)の規定は、なおその効力を有する。

4 前項の公営住宅については、新法第十七條の規定は適用せず、旧法第十二條の二の規定は、なおその効力を有する。

5 附則第一項の政令で定める日において現に地方公共団体が低額所得者に賃貸又は転賃をするため買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧法第十七條に定める条件を具備しなければならぬ住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新法の規定に基づいて供給された公営住宅又は共同施設と

みなして新法の規定(第七條から第十條まで及び第十七條の規定を除く。)を適用する。

6 新法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定による家賃の決定に關し必要な手続その他の行為は、附則第三項の公営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成十年三月三十一日以前においても、前項に規定する住宅又は施設については附則第一項ただし書の規定にかかわらず前項の規定の施行の日前においても、それぞれ新法の例によりすることができ。

7 平成十年四月一日において現に附則第三項の公営住宅に入居している者の平成十年年度から平成十二年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新法第十六條第一項本文又は第四項の規定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を超える場合にあつては新法第十六條第一項本文又は第四項の規定による家賃の額から旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の額が旧法第十二條又は第十三條の規定による家賃の額に旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあつては新法第二十八條第二項若しくは第三項又は第二十九條第五項若しくは第八項の規定による家賃の額に旧法第二十一條の二第二項又は第三項の規定による割増賃料を加えて得た額を加えて得た額とする。

年 度 の 区 分	負 担 調 整 率
平成十年年度	〇・二五
平成十一年度	〇・五
平成十二年度	〇・七五

8 平成十年四月一日において現に附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に入居している者の平成十年年度から平成十二年度までの家賃の額は、その者に係る新法の規定による家賃の額が同日以前の最終の家賃の額を超える場合には、新法の規定による家賃の額から当該最終の家賃の額を控除して得た額に前項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、当該最終の家賃の額を加えて得た額とする。

9 平成十年四月一日において、附則第三項の公営住宅又は附則第五項の規定により新法の規定に基づいて供給された公営住宅とみなされる住宅に地方公共団体の承認を得て同居し、又は居住している者は、それぞれ新法第二十七條第五項又は第六項の事業主体の同居又は居住の承認を受けたものとみなす。

10 平成十年四月一日前に旧法の規定によつてした請求、手続その他の行為は、新法の相当規定によつてしたものとみなす。

11 (地方自治法の一部改正)
地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十八号の十一中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

12 (住宅地区改良法の一部改正)
住宅地区改良法(昭和三十五年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第二十九條第一項中「ついでに」の下に、「第三項に定めるもののほかを加え、第二種公営住宅とみなして、同法第十一條の三、第十二條、第十二條の三から第二十一條の二まで、第二十一條の四前段、第二十二條から第二十三條の二まで及び第二十四條から第二十五條まで」を「公営住宅とみなして、同法第十五條、第十八條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第四項まで、第三十二條第一項及び第二項、第三十三條、第三十四條、第四十四條、第四十六條並びに第四十七條に、「同法第十六條から第十八條まで」を「同法第二十二條から第二十四條まで及び第二十五條第一項に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、公営住宅法の一部を改正する法律(平成八年法律第 号)の規定による改正前の公営住宅法(以下この項及び第三十六條において「旧公営住宅法」という。)第二條第四号の第二種公営住宅に係る旧公営住宅法第十二條、第十三條、第二十一條の二及び第二十一條の四前段の規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。

第三十六條第三号を削り、同条第四号中「第二十條」を「第二十六條」に、「同法第十七條各号」を「同法第二十三條各号及び第二十四條第二項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「第二十四條第一項」を「第四十四條第一項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「第二十四條の二第一項」を「第四十六條第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条に次の一項を加える。

号を加える。

六 第二十九条第三項の規定により旧公営住宅法第十三条の規定の例によるものとされる家賃の決定又は変更の承認
附則第十八項を削る。

(住宅地区改良法の一部改正に伴う経過措置)

13 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の住宅地区改良法の規定によつてした請求、手続その他の行為は、この法律による改正後の住宅地区改良法の相当規定によつてしたものみなす。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

14 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第二十二條の見出し中「罹災者公営住宅建設事業」を「罹災者公営住宅建設等事業」に改め、同条第一項中「激甚災害」を「激甚災害」に、「第二種公営住宅を建設する」を「公営住宅の建設等(公営住宅法第二一条第五号に規定する公営住宅の建設等)」を「公営住宅法」を「同法」に、「工事費」を「建設等に要する費用(同法第七條第一項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。)」に、「戸数をこえる」を「戸数(当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第十七條第三項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数)を超える」に改め、同条第二項中「第二種公営住宅の工事費」を「公営住宅の建設等に要する費用」に改める。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

15 この法律による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二十二條第一項の規定は、平成八年度以降の年度の予算に係る国の補助(平成七年度以前の年度の国

庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。)について適用し、平成七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成七年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(住宅建設計画法の一部改正)

16 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第五條第六項中「きき」を「聴き」に、「建設」を「整備」に、「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改め、同条第七項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に、「公営住宅法第二條第四号に規定する第二種公営住宅(同法第八條を「公営住宅(公営住宅法第八條、第十條並びに第十七條第二項及び第三項)に改め、同条第八項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

第六條第四項中「都道府県公営住宅建設事業量」を「都道府県公営住宅整備事業量」に改める。

(沖縄振興開発特別措置法の一部改正)

17 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

別表公営住宅の項中「第二條第二号」を「第二條第五号」に、「建設工事」を「建設等」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正)

18 租税特別措置法の一部を改正する法律(平成三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條第六項第三号ロ中「公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第十二條第一項に規定する計算方法に準ずるもの」を「当該共同住宅に係る償却費、修繕費、管理事務費、損

害保険料、地代に相当する額、貸倒れ及び空家による損失を補てんするための引当金並びに公租房課の合計額を基礎とする適正な家賃の計算方法」に改める。

(租税特別措置法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

19 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項第三号ロの規定に基づいてした告示は、この法律による改正後の租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十九條第六項第三号ロの規定に基づいてしたものみなす。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

20 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一條中「第十七條第三号」を「第二十三條第三号」に、「第二十九條」を「第二十九條第一項」に、「第十七條各号」を「第二十三條各号」に改める。

平成八年五月二十三日印刷

平成八年五月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局